写

地　保　第　４　６　２　号
令和２年（2020年）４月３０日

北海道医師会長　様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について

平素より、道内における感染症対策について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国では、地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合に、軽症者のうち重症化リスクの低い方々について、宿泊施設における療養（宿泊療養）や自宅療養を原則とする医療体制に移行する方針を示されており、道としても、今月２０日に札幌市内宿泊施設にて宿泊療養を開始したところです。

今般、宿泊療養施設を追加することとしましたので、お知らせするとともに、郡市医師会等への周知についてよろしくお願いします。

なお、道立保健所及び道内保健所設置市あてに別紙のとおり通知していることを申し添えます。

記

１　実施方法
別添「北海道宿泊療養実施要領」による

２　宿泊療養施設の名称及び所在地
「リッチモンドホテル札幌駅前」
札幌市中央区北３条西１丁目１－７

３　実施開始日
令和２年４月３０日（木）

連絡先
北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症対策チーム
宿泊療養班
電話　011-206-0329（内線38-970）

写

地　保　第　４　６　５　号
令和２年（2020年）５月７日

北海道医師会長　様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養を行う宿泊施設の開所について

平素より、道内における感染症対策について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国では、地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合に、軽症者のうち重症化リスクの低い方々について、宿泊施設における療養（宿泊療養）や自宅療養を原則とする医療体制に移行する方針を示しており、道としても、札幌市内の宿泊施設において、４月２０日から宿泊療養を開始し、同３０日には、施設を追加したところです。

今般、次のとおり施設を追加することとしましたので、お知らせするとともに、郡市医師会等への周知についてよろしくお願いします。

なお、道立保健所及び道内保健所設置市あてに別紙のとおり通知していることを申し添えます。

記

１　実施方法
別添「北海道宿泊療養実施要領」による

２　宿泊療養施設の名称及び所在地
「アパホテル＆リゾート札幌」
札幌市南区川沿４条２丁目１

３　実施開始日
令和２年５月８日（金）

連絡先
北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症対策チーム
宿泊療養班
電話　011-206-0170（内線38-936）

（別添）

# 北海道宿泊療養実施要領

## １　目的

本要領は、道内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断された場合に、軽症者のうち重症化リスクの低い方々について、宿泊施設における療養（以下「宿泊療養」という。）による医療体制に移行するにあたっての実施方法等について定めるものである。

## ２　宿泊療養施設

宿泊療養に使用する施設は、道が所要の手続きを経て選定する。

## ３　宿泊療養に係る費用

宿泊療養に係る費用（宿泊料等）は道が負担する。

## ４　対象者の選定等

（１）入院から宿泊療養への移行の場合

①　新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を行っている医療機関(以下「入院医療機関」という。）は、入院中の患者のうちから、別添１「宿泊療養への移行に係る選定基準等」（以下「選定基準」という。）に基づき、宿泊療養に移行する者を選定する。

②　入院医療機関は、対象者の選定の際には、宿泊療養に移行することについて、別記様式１により本人の同意を得ることとし、本人に同様式（保健所・医療機関用及び本人控え）を渡すとともに、その者に入院勧告を行った保健所（以下「勧告保健所」という。）に連絡する。

③　勧告保健所は、入院医療機関からの連絡に基づき、宿泊療養に移行する者に関する情報を別記様式２により、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部新型コロナウイルス感染症対策チーム宿泊療養班（以下「宿泊療養班」という。）に連絡する。

④　宿泊療養班は、宿泊療養施設の空室状況や選定された者の情報等から移行の可否を決定し、その結果を速やかに勧告保健所に連絡する。

なお､空室状況から全ての対象者を受け入れることが困難となった場合は､選定基準１の（２）①から④のいずれかに該当する者と同居しており、自宅で空間を分けた療養生活を行うことや、同居家族等が一時的に居所を移動することが困難である者を優先する。

⑤　③の連絡を受けた勧告保健所は、移行の可否について入院医療機関に連絡する。

⑥　宿泊療養班は、本人の入所時に、別記様式１（保健所・医療機関用）の提出を依頼し、施設内で回収する。

（２）入院を経ずに宿泊療養に移行する場合

①　本人の所管保健所が、選定基準に基づき、宿泊療養に移行する者を選定する。

②　所管保健所は､対象者の選定の際には､宿泊療養に移行することについて、

別記様式１を元に、電話等により、本人の同意を得ることとする。

③　所管保健所は、別記様式１（保健所用及び本人控え）に署名、別記様式２に宿泊療養に移行する者に関する情報を記載し、宿泊療養班に連絡する。

④　宿泊療養班は、宿泊療養施設の空室状況や選定された者の情報等から移行の可否を決定し、その結果を速やかに所管保健所に連絡する。

なお、空室状況から全ての対象者を受け入れることが困難となった場合は、第４（１）④と同様の対応を行う。

⑤　宿泊療養班は、本人の入所時に別記様式１（保健所の署名入り２通）を渡し、保健所保管用に署名・提出を依頼し、施設内で回収する。

５　対象者の移送

勧告保健所又は所管保健所は、対象者の宿泊療養施設への移送方法について宿泊療養班と協議する。

６　宿泊療養施設における注意事項

宿泊療養施設で療養する者（以下「療養者」という。）は、その療養期間中は別紙３「宿泊療養施設における注意事項」を遵守しなければならない。

７　療養者の健康観察

勧告保健所又は所管保健所を所管する自治体は、宿泊療養施設に駐在する医療スタッフの協力を得て、毎日、療養者の健康観察を行い、記録する。

８　陰性確認検査の実施

勧告保健所又は所管保健所を所管する自治体は療養者に対し、陰性確認検査を実施する。

９　陰性確認検査結果の通知

勧告保健所又は所管保健所を所管する自治体は、陰性確認検査の結果を勧告保健所を通じて療養者に通知する。

10　宿泊療養の解除

退院の基準（※）と同様の基準により、宿泊療養を解除するものとする。

※退院の基準

退院については、症状の軽快が確認されてから２４時間後にＰＣＲ検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から２４時間以後に再度検体採取を実施。２回連続でＰＣＲ検査での陰性が確認された場合に退院可能となる。

11　退所

宿泊療養班は、宿泊療養が解除になった者について勧告保健所又は所管保健所に連絡するとともに、当該者を施設から速やかに退所させる。

（別添１）

宿泊療養への移行に係る選定基準等

## １　宿泊療養への移行に係る選定基準

次の全ての事項に該当する者であること。

ただし、たとえ自覚症状が乏しくても胸部ＣＴで肺炎を認めることがあり、特に病変が複数個所認められる場合には中等症への移行の可能性が高いことから、宿泊療養に入る前に胸部ＣＴ検査を実施しておくことが望ましい。

○　ＰＣＲ検査で新型コロナウイルスに感染していることが判明した病院に入院中の軽快者（軽症者の基準に該当する者)、または陽性確認された軽症者で病院への入院を経ることなく宿泊療養に移行することとされた者。

【軽症者】

（１）　無症状病原体保有者

（２）　以下のいずれにも該当する軽症者

①　高齢者ではないこと

②　著しい発熱がないこと

③　呼吸困難がないこと

④　問診で、基礎疾患の状況、免疫抑制の状況、妊娠の状況、その他の状況を確認の上、入院は不要と判断されたこと

## ２　対象者選定上の留意事項

（１）対象者の選定に当たっては、対象者に次の事項について確認すること。

①宿泊療養に移行することについて、書面による同意。

②宿泊療養期間中における外出制限及び健康観察への協力。

③宿泊療養施設における注意事項の遵守。

④自身による洗濯や居室の清掃、シーツ交換等の実施。

（２）次の者については施設における対応の可否を個別に確認の上、選定すること。

①　介助・介護が必要である者

②　アレルギー食対応が必要である者

③　日本語による意思疎通が困難である者

関係者用

（別添２）

# 宿泊施設における療養への移行について（イメージ）

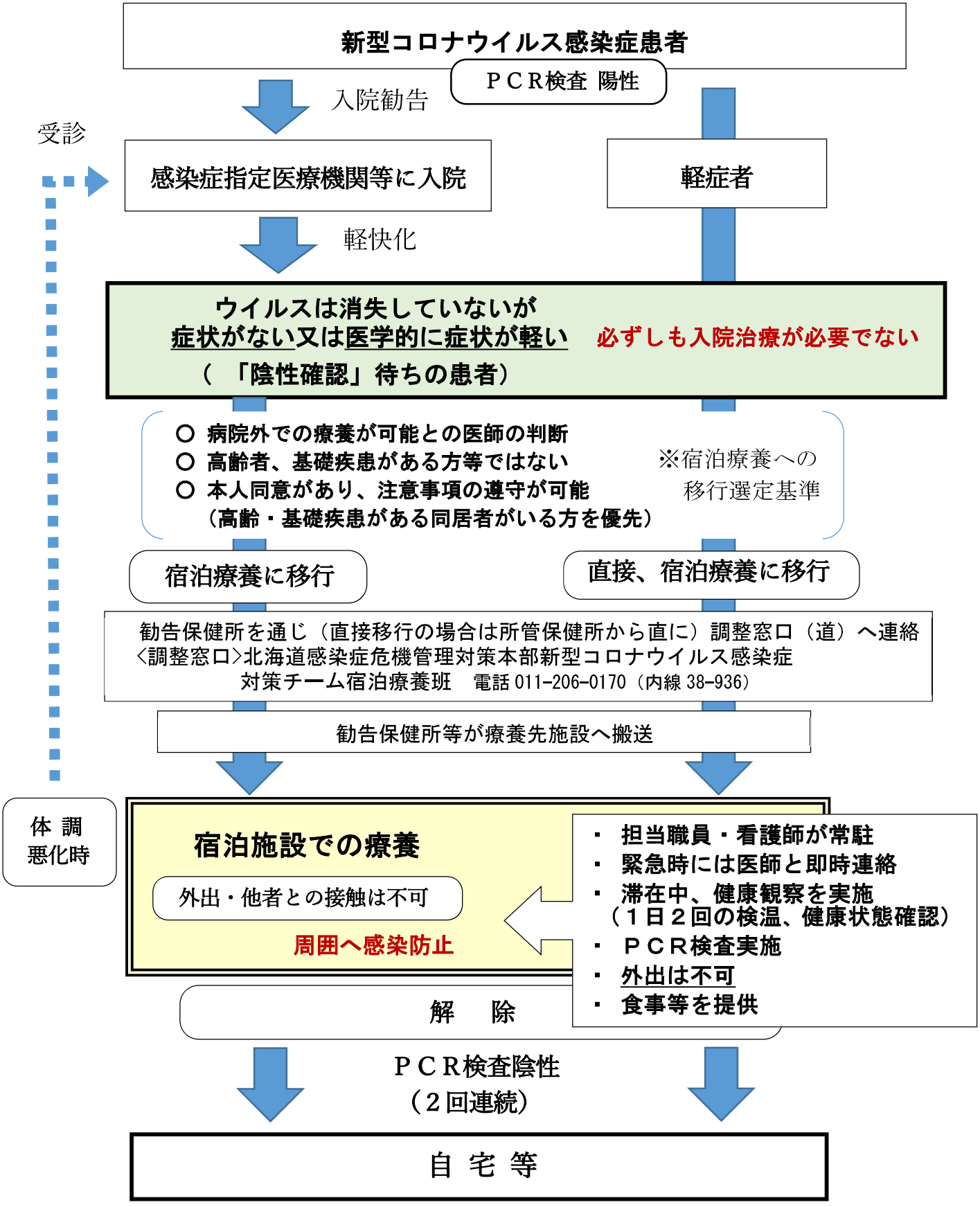

（別記様式１）

# 宿泊施設での療養への移行について

道では、国の方針を受け、新型コロナウイルス感染症による重症者等に対する入院医療の提供を確保するため、軽症者のうち重症化リスクの低い方々については、宿泊施設において周囲への感染防止に注意しながら療養していただき､健康観察を行うこととしました。

〇〇　〇〇　様　（患者名）におかれましては、現在までにウイルスの消失は確認できていないものの、医学的には必ずしも入院治療が必要な状態にはないことから、（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく勧告入院を終了し、）陰性検査によってウイルスの消失が確認されるまでの間、宿泊療養施設において健康観察に協力していただくこととなります。

宿泊療養は、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇）（※「東横ＩＮＮ札幌すすきの南」（札幌市中央区南６条東２丁目）、「リッチモンドホテル札幌駅前」（同北３条西１丁目）又は「アパホテル＆リゾート札幌」（同南区川沿４条２丁目））で行い、宿泊療養に係る経費（宿泊料等）は道が負担しますが、陰性確認検査で、連続して２回の陰性が確認されるまでの間、引き続き外出や他者との面会は制限されることとなります。

また、宿泊療養に関する注意事項は、別紙のとおりです。

なお、日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

説明をお聞きいただいた上で、宿泊療養への移行についてご同意いただける場合は、ご署名をお願いします（※入院を経ずに宿泊療養に移行される方の場合は、ホテル入所の際にお渡しします。）。１部はご自分の控え用として保管し、もう１部は保健所・医療機関用として、ホテル入所時に回収ボックスに投函してください。

道内の入院病床の確保のため、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解・ご協力をいただきますようお願いします。

患者に対し、上記の内容について説明しました。

令和　　年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当医等　　（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（患者記入欄）

保健所長　様

私は、上記内容について説明を受け、内容を理解しました。
宿泊療養への移行について同意いたします。
宿泊療養を行う上での注意事項等を遵守いたします。

令和　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

宿泊に当たっての注意事項

# ホテル東横INN札幌すすきの南で療養される皆様へ

皆様におかれましては、本日から当面の間、この宿泊施設で療養されることになります。

療養中は建物から外出することができません。ご宿泊される皆様に、安心・安全にお過ごしいただくため、以下のご宿泊中の注意事項を遵守していただきますよう、お願いいたします。

事務局一同支援いたしますので、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

生活上のお困りごとや健康上の心配事（お薬等）がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

事務局の連絡先　　事務局内線〇〇〇又は〇〇〇〇

※ 原則として、毎日朝7時から夜21時までの受付となりますので、ご了承ください。
なお、咳や発熱などの体調不良の場合や緊急時には、いつでもご連絡ください。

＜ご宿泊中の注意事項＞

1 施設宿泊期間中の注意事項等

（1） 宿泊期間中は、事務局の指示に従ってください。

（2） 施設内では、原則として各自の居室内に留まっていただくようお願いします。

（3） 居室外に出る場合は、居室内において石鹸で手洗いし、マスクを着用してください。

（4） 日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

（5） 宿泊期間中は、以下の行為を禁止します。

・施設外への外出
・家族を含む外部と方との面会、差し入れ
・1 階ロビーや 2 階事務局フロアへの立ち入り
・施設内での喫煙・飲酒
・デリバリーサービスの利用など外部からの物品等の持ち込み
・他の滞在者への迷惑となる行為（夜間の騒音等）
・他の滞在者のプライバシーの保護に抵触する行為（写真撮影、SNS投稿等）

（6） この施設では、通常の業務を休止して皆様を受け入れており、以下の「2宿泊期間中の生活基本事項」や「3健康管理」等に基づき運営しております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

2 宿泊期間中の生活基本事項

(1)食事等

・ 1日3回、お弁当と飲料を 3 階の所定の弁当配付場所にご用意します。用意ができ次第、館内放送でお知らせしますので、それまでは居室内でお待ちください。

・ 食事時間は以下のとおりとします。
朝食:8時～9時　　昼食:12時～13時　　夕食:18時～19時

・ お弁当は、居室内でお召し上がりください。

・ お弁当のごみ等は、次回のお弁当配布時にごみ箱へ捨ててください。
(例:朝食のお弁当のごみは、昼食時に捨ててください)

(2) 清掃

・ 滞在期間中、スタッフによる清掃はいたしませんので、飲食物をこぼす等で絨毯を汚した場合等は各自で清掃をお願いします。

(3) 洗濯

・ 洗濯設備やクリーニングサービスはありませんので、ご承知おきください。

・ 洗剤は3階の所定の場所にご用意しておりますので、必要数をお持ちいただき、居室内のバスタブや洗面台で行っていただくようお願いいたします。

(4) マスク

・ マスクは一日一枚、夕食のお弁当と一緒に、翌日分を支給します。

(5) タオル類・浴衣・アメニティ・洗剤・お茶

・ 粉末のお茶などは、3 階の所定の場所に用意しますので、ご自身で必要な数をお持ちください。(利用可能時間は、上記(1)の食事の時間内になりますので、ご注意ください)

・ 部屋に備え付けのタオル類、浴衣は、原則交換いたしません。交換が必要な場合は、事務局(内線 310 又は 1210)までご連絡ください。

(6) その他

・ カードキーのお取り扱いについては、十分ご注意ください。
万が一、お部屋内に鍵を置いたままお部屋を出てしまった場合は、各フロア5号室の内線電話で事務局(内線 310 又は 1210)へ連絡し、そのままお待ちください。スタッフがカードキーを用意し連絡します。

・ 生活上のお困りごとや健康上の心配ごとがございましたら、事務局(内線 310 又は 1210)までご連絡ください。

・ 入浴時、バスルームのドアを閉めていただくようお願いします。開け放しにして使用されますと、火災報知器が作動する可能性がございます。

・ホテル内でのWifiの使用や居室内でのビデオの閲覧は無料で行えます。

・21 時から翌7時まではエレベーターを停止しますので、ご注意ください。

3 健康管理

(1) 健康状態の確認・報告

・ 毎日、7時 30 分及び 17 時 30 分に検温、酸素飽和度等の測定を行っていただきます。事務局から順次内線でご連絡しますので、ご報告をお願いします。また、あわせて健康管理票へご記入いただき、ご自身の健康管理にご使用ください。

・ 毎日 13 時以降順次、看護師が各居室の内線電話に御連絡し、健康状態の確認を行います。

・ 発熱(37.5℃以上)など、体調に変化がある場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

(2) 再入院

体調が悪化した場合などには、医師の指示を受け、救急車を要請して病院に搬送し入院していただくことがあります。

(3) PCR検査(ウイルスの消失確認の検査)

・ 滞在期間中のPCR検査の検体摂取は、3階の所定の場所において行います。

・ 検査日時や結果については、事務局からご連絡いたします。

4 退所の手続き

・ PCR検査で2回連続陰性の結果が出た場合には、宿泊療養は終了となり、ご自宅にお戻りいただくこととなります。

・ 所管の保健所には、北海道から宿泊療養の終了について連絡をいたします。

・ 退所は、10 時から 12 時の間で調整の上、指定した時間となります。

・ 退所の際は、ベッドシーツ 2 枚、枕カバー、タオルをご自身で外した上で、所定の袋に入れて、部屋の中に置いてください。

・ 退所後、部屋の消毒・清掃を行います。部屋に残されたものは全て処分しますので、お忘れ物にご注意ください。

・ 退所の際は、事務局に電話で連絡の上、入所時にお渡しした封筒の中に、ルームキー、ボールペン、体温計、パルスオキシメーターの 4 点を入れ、3 階エレベータホールにある机の上に置いてお帰りください。

宿泊に当たっての注意事項

# リッチモンドホテル札幌駅前で療養される皆様へ（注意事項）

皆様におかれましては、本日から当面の間、この宿泊施設で療養されることになります。

療養中は建物から外出することができません。ご宿泊される皆様に、安心・安全にお過ごしいただくため、以下のご宿泊中の注意事項を遵守していただきますよう、お願いいたします。

事務局一同支援いたしますので、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

生活上のお困りごとや健康上の心配事がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

事務局の連絡先　　内線〇〇〇

※ 原則として、毎日朝7時から夜21時までの受付となりますので、ご了承ください。
なお、咳や発熱などの体調不良の場合や緊急時には、いつでもご連絡ください。

21 時以降の体調不良時の緊急連絡先　〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 1　入所手続き

お名前を記載した封筒にお部屋の鍵等を入れてご用意していますので、お待ちください。

## 2　施設宿泊期間中の注意事項等

（1） 宿泊期間中は、事務局の指示に従ってください。

（2） 施設内では、原則として各自の居室内に留まっていただくようお願いします。

（3） 居室外に出る場合は、居室内において石鹸で手洗いし、マスクを着用してください。

（4） 日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

（5） 宿泊期間中は、以下の行為を禁止します。

- 施設外への外出
- 家族を含む外部と方との面会、差し入れ
- 1 階ロビーや 2 階・4 階事務局フロアへの立ち入り
- 施設内での喫煙・飲酒
- デリバリーサービスの利用など外部からの物品等の持ち込み
- 他の滞在者への迷惑となる行為（夜間の騒音等）
- 他の滞在者のプライバシーの保護に抵触する行為（写真撮影、SNS投稿等）

（6） この施設では、通常の業務を休止して皆様を受け入れており、以下の「2宿泊期間中の生活基本事項」や「3健康管理」等に基づき運営しております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

3　宿泊期間中の生活基本事項

（1）食事等

・　1日3回、お弁当と飲料を 3 階の所定の弁当配付場所にご用意します。用意ができ次第、館内放送でお知らせしますので、それまでは居室内でお待ちください。

・　食事時間は以下のとおりとします。

朝食：8時～9時　　昼食：12時～13時　　夕食：18時～19時

・　お弁当は、居室内でお召し上がりください。

・　お弁当のごみ・居室内で出たごみ等は、次回のお弁当配布時に3階エレベーターホールのごみ箱へ捨ててください。（例：朝食のお弁当のごみは、昼食時に捨ててください）

・　お弁当のごみ等を捨てる際には、袋をきつく縛り、ゴミが外に出ないようにしてください。

（2）　清掃

・　滞在期間中、スタッフによる清掃はいたしませんのでご承知おきください。

（3）　ベッドシーツの交換

・　滞在期間が一週間以上となった場合は、ベッドシーツの替えをお渡ししますので、ご自身での交換をお願いします。

（4）　洗濯

・　洗濯設備やクリーニングサービスはありませんので、ご承知おきください。

・　洗剤は居室内にご用意しておりますので、居室内のバスタブや洗面台で行っていただくようお願いいたします。

（5）　マスク

・　マスクは原則一日一枚、夕食のお弁当と一緒に、翌日分を支給します。

（6）　タオル類・浴衣・アメニティ・洗剤・お茶

・　粉末のお茶などは、3 階の所定の場所に用意しますので、ご自身で必要な数をお持ちください。（利用可能時間は、上記（1）の食事の時間内になりますので、ご注意ください）

・　タオル類、浴衣は、1週間程度の使用を原則とします。交換が必要な場合は、事務局（内線　506）までご連絡ください。使用済みのタオルは、乾燥させてから、部屋にあるビニール袋に入れ、退所まで保管してください。

（7）　その他

・　<u>カードキーの紛失・居室内への置き忘れについては、十分ご注意ください。</u>

万が一、お部屋内に鍵を置いたままお部屋を出てしまった場合は、各フロアエレベーターホールの内線電話で事務局（内線　506）へ連絡し、そのままお待ちください。スタッフがカードキーを用意し、エレベーターホールの内線電話に連絡します。

・　生活上のお困りごとや健康上の心配ごとがございましたら、事務局（内線 506）までご連絡ください。

・　<u>入浴時、バスルームのドアを閉めていただくようお願いします。</u>開け放しにして使用されますと、火災報知器が作動する可能性がございます。

・ ホテルのＷｉｆｉ、居室テレビの有料サービスを無料で使用できます。
・ 21 時から翌7時まではエレベーターを停止しますので、ご注意ください。

4 健康管理

（1） 健康状態の確認・報告

・ 毎日、7時 30 分に検温、酸素飽和度等の測定、17 時 30 分に検温、酸素飽和度等の測定を行っていただきます。事務局から順次内線でご連絡しますので、ご報告をお願いします。また、あわせて健康管理票へご記入いただき、ご自身の健康管理にご使用ください。
・ 毎日13時以降、順次、看護師が各居室の内線電話に御連絡し、健康状態の確認を行います。
・ 発熱（37.5℃以上）など、体調に変化がある場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

（2） 再入院

体調が悪化した場合などには、原則として退院元の医療機関等で受診していただき、検査の結果、必要な場合には再入院いただくことがあります。

（3） PCR検査（ウイルスの消失確認の検査）

・ 滞在期間中のPCR検査の検体摂取は、3階の 302 号室において行います。
・ 検査日時や結果については、事務局からご連絡いたします。

5 退所の手続き

・ PCR検査で2回連続陰性の結果が出た場合には、宿泊療養は終了となり、ご自宅にお戻りいただくこととなります。
・ 所管の保健所には、北海道から宿泊療養の終了について連絡をいたします。
・ 退所は、10 時から 12 時の間で調整の上、指定した時間となります。
・ 退所の際は、ベッドシーツ、枕カバー、タオル類をご自身で外した上で、以下の手順で所定の袋に二重に入れて、縛ってください。

① ベッドシーツ、枕カバー、タオル類を袋に入れて固く縛る。
② 結び目を上にしたまま、二枚目の袋を上からかぶせる。
③ 一枚目の袋と結び目が上下逆になるように、二枚目の袋を固く縛る。

縛った袋は、部屋の中に置いてお帰りください。

・ 退所後、部屋の消毒・清掃を行います。部屋に残されたものは全て処分しますので、お忘れ物にご注意ください。
・ 退所の際は、事務局に電話で連絡の上、入所時にお渡しした封筒の中に、ルームキー、ボールペン、体温計、パルスオキシメーターの 4 点を入れ、3 階エレベーターホールにある台の上に置いてお帰りください。

また、3階エレベーターホールに置いてある健康相談に係るチラシをお持ち帰りください。

宿泊に当たっての注意事項

# アパホテル＆リゾート＜札幌＞で療養される皆様へ（注意事項）

皆様におかれましては、本日から当面の間、この宿泊施設で療養されることになります。

療養中は建物から外出することができません。ご宿泊される皆様に、安心・安全にお過ごしいただくため、以下のご宿泊中の注意事項を遵守していただきますよう、お願いいたします。

事務局一同支援いたしますので、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

生活上のお困りごとや健康上の心配事がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

事務局の連絡先　　内線〇〇〇

※ 原則として、毎日朝7時から夜21時までの受付となりますので、ご了承ください。
なお、咳や発熱などの体調不良の場合や緊急時には、いつでもご連絡ください。
21 時以降の体調不良時の緊急連絡先 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

1 入所手続き

お名前を記載した封筒にお部屋の鍵等を入れてご用意していますので、お待ちください。

2 施設宿泊期間中の注意事項等

（1） 宿泊期間中は、事務局の指示に従ってください。

（2） 施設内では、原則として各自の居室内に留まっていただくようお願いします。

（3） 居室外に出る場合は、居室内において石鹸で手洗いし、マスクを着用してください。

（4） 日頃、服用されている薬は余裕をもって宿泊前に準備ください。

（5） 宿泊期間中は、以下の行為を禁止します。

- 施設外への外出
- 家族を含む外部と方との面会、差し入れ
  ※滞在期間中に必要と思われるものは、ご自身でご持参ください。
- 1 階ロビーや3階・4階・14事務局フロアへの立ち入り
- 施設内での喫煙・飲酒
- デリバリーサービスの利用など外部からの物品等の持ち込み及び外部への受け渡し
- 他の滞在者への迷惑となる行為（夜間の騒音等）
- 他の滞在者のプライバシーの保護に抵触する行為（写真撮影、SNS投稿等）

（6） この施設では、通常の業務を休止して皆様を受け入れており、以下の「3宿泊期間中の生活基本事項」や「4健康管理」等に基づき運営しております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

3 宿泊期間中の生活基本事項

(1)食事等

・ 1日3回、お弁当と飲料を 3 階の所定の弁当配付場所にご用意します。用意ができ次第、館内放送でお知らせしますので、それまでは居室内でお待ちください。

・ 食事時間は以下のとおりとします。

朝食:8時～9時　　昼食:12時～13時　　夕食:18時～19時

・ お弁当は、居室内でお召し上がりください。

・ お弁当のごみ・居室内で出たごみ等は、次回のお弁当配布時に 1 階宴会場のごみ箱へ捨ててください。(例:朝食のお弁当のごみは、昼食時に捨ててください)

・ お弁当のごみ等を捨てる際には、袋をきつく縛り、ゴミが外に出ないようにしてください。

(2) 清掃

・ 滞在期間中、スタッフによる清掃はいたしませんので、飲食物をこぼす等で絨毯を汚した場合等は各自で清掃をお願いします。

(3) ベッドシーツの交換

・ 滞在期間が一週間以上となった場合は、ベッドシーツの替えをお渡ししますので、ご自身での交換をお願いします。

(4) 洗濯

・ 洗濯設備やクリーニングサービスはありませんので、ご承知おきください。

・ 洗剤は居室内にご用意しておりますので、居室内のバスタブや洗面台で行っていただくようお願いいたします。

(5) マスク

・ マスクは原則一日一枚、夕食のお弁当と一緒に、翌日分を支給します。

(6) タオル類・浴衣・アメニティ・洗剤・お茶

・ 粉末のお茶などは、1 階宴会場の所定の場所に用意しますので、ご自身で必要な数をお持ちください。(利用可能時間は、上記(1)の食事の時間内になりますので、ご注意ください)

・ 浴衣は、1週間程度の使用を原則とします。交換が必要な場合は、事務局(内線277)までご連絡ください。タオルは数に限りがございますので、週 2～3 枚の使用にご協力ください。使用できなくなったタオルは、乾燥させてから部屋にあるビニール袋に入れ、退所まで保管してください。新しいタオルは 1 階宴会場の所定の場所からお持ちください。

(7) その他

・ カードキーの紛失・居室内への置き忘れについては、十分ご注意ください。

万が一、お部屋内に鍵を置いたままお部屋を出てしまった場合は、各フロアエレベーターホールの内線電話で事務局(内線277)へ連絡し、そのままお待ちください。スタッフがカードキーを用意し、エレベーターホールの内線電話に連絡します。

・ 生活上のお困りごとや健康上の心配ごとがございましたら、事務局(内線277)までご連絡ください。

・ 入浴時、バスルームのドアを閉めていただくようお願いします。開け放しにして使用されますと、火災報知器が作動する可能性がございます。

・ ホテルのＷｉｆｉを使用できます。
・ 21 時から翌7時まではエレベーターを停止しますので、ご注意ください。

4 健康管理

（1） 健康状態の確認・報告

・ 毎日、7時 30 分及び 17 時 30 分に検温、酸素飽和度等の測定を行っていただきます。事務局から順次内線でご連絡しますので、ご報告をお願いします。また、あわせて健康管理票へご記入いただき、ご自身の健康管理にご使用ください。
・ 毎日13時以降、順次、看護師が各居室の内線電話に御連絡し、健康状態の確認を行います。
・ 発熱（37.5℃以上）など、体調に変化がある場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

（2） 再入院

体調が悪化した場合などには、医師の指示を受け、救急車を要請し病院に搬送し入院していただくことがあります

（3） PCR検査（ウイルスの消失確認の検査）

・ 滞在期間中のPCR検査の検体摂取は、1 階の宴会場において行います。
・ 検査日時や結果については、事務局からご連絡いたします。

5 退所の手続き

・ PCR検査で2回連続陰性の結果が出た場合には、宿泊療養は終了となり、ご自宅にお戻りいただくこととなります。
・ 所管の保健所には、北海道から宿泊療養の終了について連絡をいたします。
・ 退所は、10 時から 12 時の間で調整の上、指定した時間となります。
・ 退所の際は、ベッドシーツ、枕カバー、タオル類をご自身で外した上で、以下の手順で所定の袋に二重に入れて、縛ってください。

① ベッドシーツ、枕カバー、タオル類を袋に入れて固く縛る。
② 結び目を上にしたまま、二枚目の袋を上からかぶせる。
③ 一枚目の袋と結び目が上下逆になるように、二枚目の袋を固く縛る。

縛った袋は、部屋の中に置いてお帰りください。

・ 退所後、部屋の消毒・清掃を行います。部屋に残されたものは全て処分しますので、お忘れ物にご注意ください。
・ 退所の際は、事務局に電話で連絡の上、入所時にお渡しした封筒の中に、ルームキー、ボールペン、体温計、パルスオキシメーターの 4 点を入れ、1 階宴会場内にある台の上に置いてお帰りください。

別記様式２

宿泊療養施設への入所が可能な新型コロナウイルス感染症患者に関する情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏　名 | | 道内患者番号 | 例目 |
| 住　所 | | | |
| 性　別 | | | |
| 生年月日 | （　歳） | | |
| 臨床経過 | | | |
| 入院期間 | | | |
| 本人連絡先 | | | |
| 入院中の<br>PCR検査 | 月　日（＋・－） | | |
| | 月　日（＋・－） | | |
| アレルギーに配慮すべき食材等 | | | |
| 移行基準へ該当 | □以下の基準に該当する者であること。<br>○　PCR検査で新型コロナウイルスに感染していることが判明した病院に入院中の軽快者（軽症者の基準に該当する者）、または陽性確認された軽症者で病院への入院を経ることなく宿泊療養に移行することとされた者。<br>【軽症者】<br>（1）　無症状病原体保有者<br>（2）　以下のいずれにも該当する軽症者<br>①　高齢者ではないこと<br>②　著しい発熱がないこと<br>③　呼吸困難がないこと<br>④　問診で、基礎疾患の状況、免疫抑制の状況、妊娠の状況、その他の状況を確認の上、入院は不要と判断されたこと | | |
| 備　考 | | | |

| | |
|---|---|
| 医療機関名 | |
| 担 当 医 師 | |
| 連 絡 先 | |